

障害児通所支援事業 児童発達支援室「麒麟児」重要事項説明書

当事業所では、障害児通所支援事業所として指定児童発達支援事業を提供します。当サービスの利用は、原則として障害児通所給付費の通所給付の決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者	6
2. 利用事業所	6
3. サービスに係る設備等の概要	7
4. 従業員の配置状況	7
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	8
6. ご利用者が入院等された場合の対応について	11
7. 当施設ご利用の際に留意いただく事項	11
8. 非常時の対応	11
9. ご利用者の記録や情報の管理、開示について	12
10. 人権擁護及び虐待防止のための措置	12
11. 苦情の受付について	13
12. 虐待(権利侵害)相談受付について	13
13. サービス利用説明書	14

社会福祉法人 泰平会
児童発達支援室「麒麟児」
(事業所番号：0250261674)

1. サービスを提供する事業者

名称	医療法人 泰平会
所在地	青森県弘前市大字城東中央4丁目2の8
電話番号	0172-27-2233
代表者氏名	理事長 荒井 宏治
法人の設立年月	平成27年9月1日
e-mail	taiheikai@arai-clinic.com
URL	https://arai-clinic.com

2. 利用事業所

事業所の種類	児童発達支援
事業所の名称	児童発達支援室「麒麟児」
事業の目的	ご利用者の立場に立った適切な指定児童発達支援サービスの提供
主たる対象とする障害の種類	医療的ケアを要する障害児
事業所の所在地と連絡先	〒036-8093 青森県弘前市大字城東中央4丁目2の8 TEL：0172-27-2235 FAX：0172-27-0055
管理者	荒井 宏治
児童発達支援管理責任者	伊藤 美恵
事業所の運営方針	医療的ケアが必要、あるいは身体および精神の発達に遅れのある乳幼児が、日常生活における基本的動作の習得及、集団生活に適応する事を目標に、心身や発達の状況に応じて立案した支援計画に基づいて、適切かつ効果的な個別、集団療育を行う。
事業所の開設年月	令和4年10月1日
定員	10名
通常の事業の実施地域	弘前市、弘前市周辺の市長村の全域

[営業日および営業時間（サービス提供時間）について]

- 未就学児（月～金） 8：45～17：15（9：00～17：00）

[サービス利用の延長について]

原則としてできません。予定されているサービス提供時間…9：00～17：00）を超えてのご利用を希望される場合は、事前にお知らせください。なお、病児保育を利用することもできます。（空きの確認が必要です。別途料金1000円）

<利用者負担の減免について>

[利用者負担に関する月額上限]

1ヶ月あたりのサービス利用に係る「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて月額負担上限額が設定されておりますが、軽減等の負担軽減措置があります。

(3) (1) 以外のサービス

下記①のサービスについては、障害児通所給付費の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、下記の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

種類	内容	金額
昼食	希望により昼食を提供します。	実費
調理実習等に要する材料代	活動する上で使用する材料費(クッキング等)	実費
おやつ	活動内容によりおやつの提供をします。	実費
その他、ご利用者からの依頼に基づき提供するオプションサービスに要する費用実費	行事等に関する費用	実費
複写物の交付	・領収書の発行はできません。	50円／1枚
各種証明書の発行	・在園証明書等 ・領収書が必要な方には発行いたします。	1000円／1部

(4) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(2)、(3)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、翌月15日までに以下の方法でお支払い下さい。

- ・ご利用者の指定金融機関の口座からの自動引落

児等発達支援室「麒麟児」

児童発達支援室「麒麟児」
